

ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド (毎月分配型)

5月申込分の当ファンドの換金額について

2026年6月5日

平素は、「ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド（毎月分配型）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

【当ファンドの仕組みの概要と今回のご案内内容】

- 当ファンドは「ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド（以下「BCRED」または「投資対象ファンド）」を組み入れています。
- 当ファンドの換金は年4回で、お客様の当ファンドへの換金申込後、当ファンドはBCREDに対して買戻し申込を行います。その後、BCREDでは受領した買戻し申込に応じる範囲を決定し、買戻し代金を当ファンドに支払います。それをを用いて、当ファンドはお客様からの換金申込に対応します。
- お客様の当ファンドへの換金申込を全額お支払いできるかどうかは、BCREDからの買戻し状況等により決まります。
- 今回のお知らせは、6月4日（現地）にBCREDが発表した買戻し対応を踏まえ、当ファンドの換金額についてお客様にご案内するものです。

BCREDの一部買戻し制限

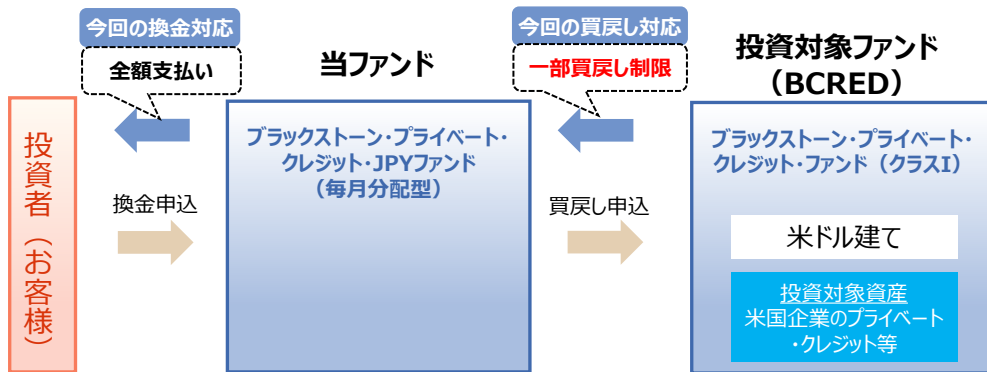
BCREDは、2026年4-6月期の買戻し申込みが発行済み投資証券口数の約10%相当と、上限である前四半期末時点の発行済み投資証券口数の5%を上回り、発行済み投資証券口数の5%に相当する買戻しに応じることを発表しました。これを受け、換金上限口数を基準に投資対象ファンドの受益者ごとの請求口数の割合に応じて換金受付口数が比例配分されます。なお、2026年4-6月期の資金流入は純資産総額の約2%に相当することから、純資金流出額は純資産総額対比で約3%と、2026年1-3月期と同水準となる見込みです。また、今回の買戻し申込は、当該受付期間の後半にかけて落ち着いた推移となったことも確認されています。

5月申込分の当ファンドの換金対応

当ファンドでは、BCREDから受領する買戻し代金に加え、当ファンドの資金状況等を踏まえ、今回の5月の換金申込分については、投資対象ファンドにおける買戻し制限の影響を受けることなく、全額お支払いできることが確認できました。

※次回以降の換金申込への対応方針は、投資対象ファンド（BCRED）の買戻し状況、当ファンドの資金繰り・流動性状況等に基づき決定され、今回の対応は、将来の換金対応を保証するものではありません。

ファンドの仕組みと当ファンドの換金対応



※当ファンドと投資対象ファンド（BCRED）は別個のファンドであり、換金対応等は、それぞれのファンドにおいて個別に判断されます。当ファンドにおいては当ファンドのルールに基づき、BCREDにおいては、（1）適用される規制上の要件、および（2）BCREDの裁量に基づき判断されます。当ファンドにおいては、わが国の公社債への投資を目的に、ダイワ・マネー・マザーファンドにも投資を行います。

(ご参考) 買戻し制限の仕組みと背景について

本資料は、プライベート・クレジットを主な投資対象とするファンドにおいて、一般的に設けられている買戻し制限についてご理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

「ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド（毎月分配型）」(以下、当ファンド)の投資対象ファンドである米国籍公募ファンド「ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド」(以下、投資対象ファンドまたはBCRED) には、買戻しを受け付ける受益証券口数もしくは金額に上限が設定されているため、投資対象ファンドに対する買戻し申込の合計がその上限を超える場合は、買戻し受付額に上限を設けるなどの買戻し制限が課される場合があります。

[投資対象ファンドについて]

- 投資対象ファンドに関する買戻し申込の合計が投資対象ファンドの前四半期末時点の発行済み投資証券の純資産総額（投資証券口数または純資産価額の総額ベース）の5% *を超える場合、買戻しが全額ではなく、一部買戻しとなる場合があります。その場合、投資対象ファンドの受益者ごとの請求口数の割合に応じて換金受付口数が比例配分されます。

*上限は、投資対象ファンドの評議会の裁量により引き上げられる場合もあります。

[当ファンドについて]

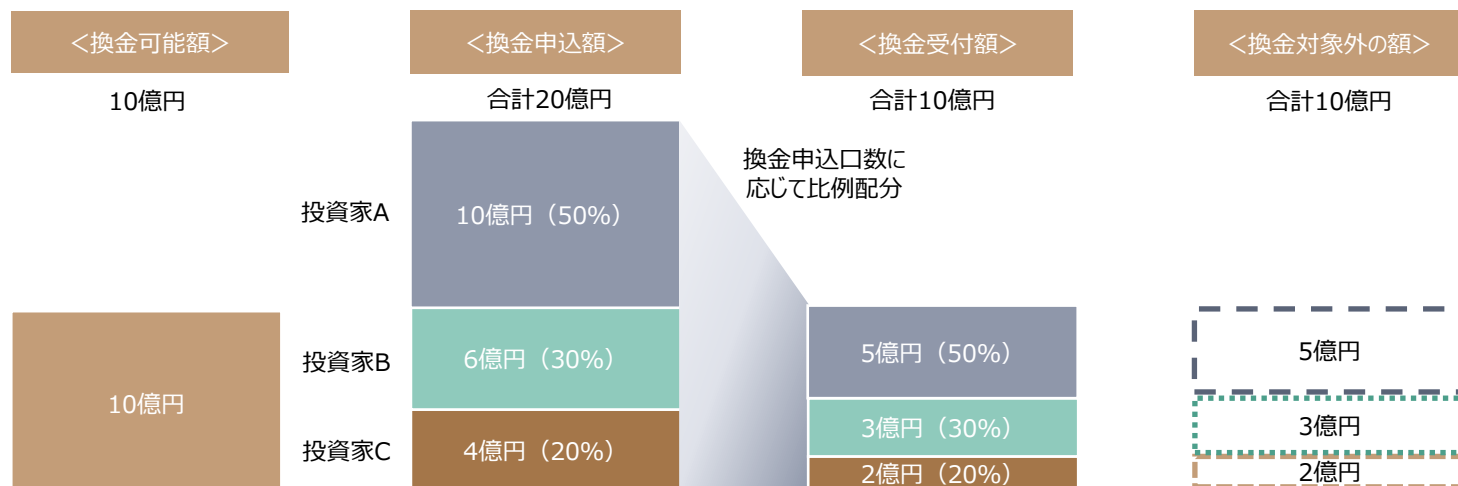
- 投資対象ファンドに買戻し制限が課される場合は、当ファンドは一受益者として取り扱われ（当ファンドの投資家がそれぞれ一受益者として取り扱われるわけではございません）、当ファンドに対して比例配分された買戻し代金を受け取ります。当ファンドでは投資対象ファンドから受領する買戻し代金に加え、保有する現金等を活用して換金対応を判断します。なお、当ファンドによる換金対応は以下のいずれかになる予定です。
 - ①全額換金受付
 - ②一部のみ換金受付（一部取消）
 - ③全額取消
- 投資対象ファンドでは、当ファンドを含めたすべての受益者からの買戻し申込も含めて判定するため、当ファンドの受益者からの買戻し申込の合計額が投資対象ファンドの換金上限口数を下回っていた場合でも、当ファンドにおいては換金の受け付けが全額ではなく、一部のみを受け付けとなる場合があります。
- 翌四半期以降に換金を行なう場合には再度お申込みが必要です。

投資対象ファンドに買戻し制限を設けている理由

公開市場で取引されない融資を主に投資対象としているため、買戻し制限を設けることで意図しないタイミングや価格での保有資産の売却等を回避し、保有資産の価値を毀損することなく既存投資家の長期的な利益を保全するために買戻しに上限を定めています。

当ファンドにおいて換金代金の支払が一部となる場合のイメージ

(例) 当該四半期の換金可能額10億円に対して合計20億円の換金申込があった場合
 ※本資料に記載の金額は説明を目的とした参考例であり、実際の換金可能額を示すものではありません。



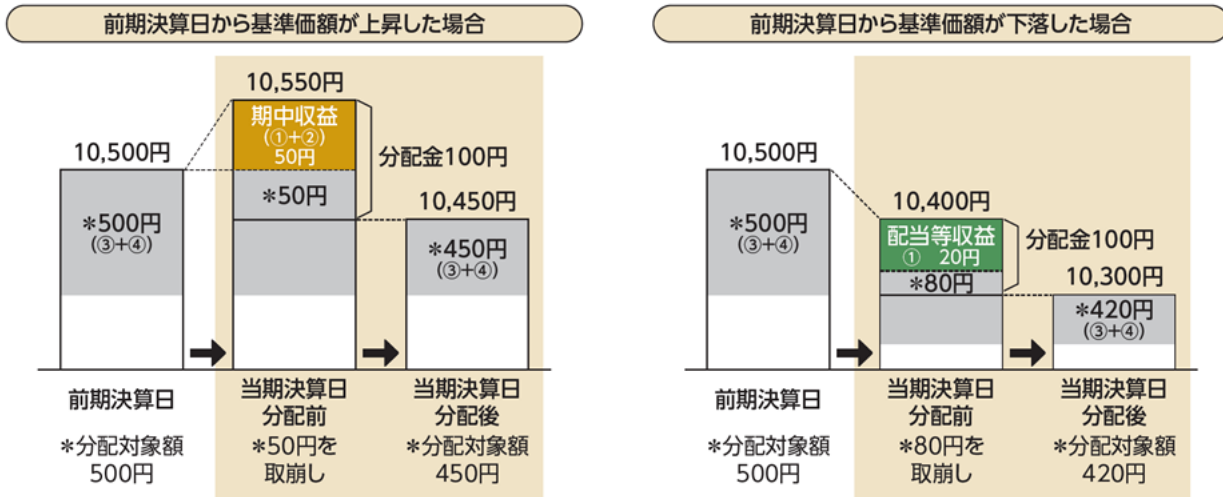
収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

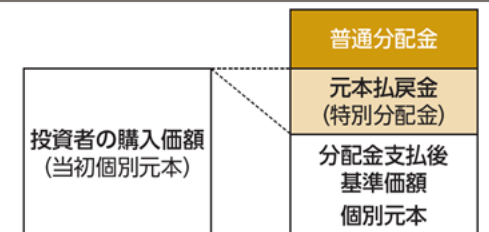


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

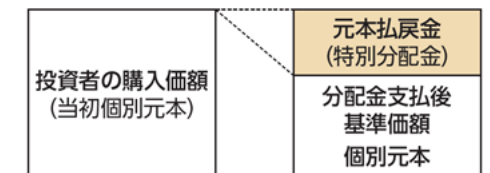
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金..... 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)..... 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・主に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・主に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行ないます。
- ・毎月 27 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
- ・購入申込受付日の翌月 27 日（休業日の場合翌営業日）の基準価額に基づき購入できます。
- ・年 4 回（2 月、5 月、8 月および 11 月）の換金申込期間における換金申込受付日の翌々月 25 日の 10 営業日後の日の基準価額に基づき、換金を請求することができます。

■ 一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が 10% を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■ 当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

投資対象資産に関するリスク

投資対象とする外国投資証券によるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部または全部を失う可能性があります。

ローンに関するリスク

投資対象とする外国投資証券が投資する可能性のあるローンには、第一順位、第二順位、第三順位担保付、または無担保のローンが含まれます。さらに、投資するローンは、通常、投資適格未済に格付けされるか、または格付けが付与されていません。投資するローンは、信用リスク、流動性リスク、投資適格未済の商品リスクを含む多くのリスクにさらされます。

投資対象資産に関するリスク

投資対象とする外国投資証券によるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部または全部を失う可能性があります。

優先担保付ローンおよび債券に関するリスク

ローン、債券投資に伴い投資先企業から差し入れられた担保には、時間の経過とともに価値が減少するか、または完全に消滅するリスク、適時に売却することが困難であるリスクおよび評価が困難であるリスクがあります。また、投資先企業のビジネスの成功度合いと市場の状況に基づいて担保の価値が変動するリスクがあります。状況によっては、担保権が契約上または構造上、他の債権者の請求権に劣後する場合があります。

したがって、担保が設定されている場合でも、ローンや債券の元本および利息が条件通りに支払われることが保証されるわけではなく、投資の一部または全部が失われる可能性もあります。

金利リスク

投資対象とする外国投資証券は、金利変動リスクにさらされています。一般的な金利変動は、投資対象とする外国投資証券の投資および投資機会に重大なマイナスの影響を与える可能性があり、したがって、投資対象とする外国投資証券の収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、金利が上昇すると、投資対象とする外国投資証券の借入れコストが高くなります。

金利上昇の環境においては、変動利付債務に基づく支払いは一般的に増加し、そのような変動利付債務の債務者の多くが、増加した金利コストを支払うことができない可能性が

	<p>あります。変動利付債務への投資は、その金利が一般的な市場金利と同程度または同じ速度で上昇しない場合、価値が下落する可能性もあります。</p>
流動性リスク	<p>投資対象とする外国投資証券の組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象とする外国投資証券がそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。</p>
組入資産の評価に関するリスク	<p>投資対象とする外国投資証券の組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されているものではありません。それらの資産は市場相場での評価ができないため、米国 1940 年投資会社法の下で、四半期ごとに公正価値で評価されます。公正価値は、投資対象とする外国投資証券の評議会が採用するポリシーに従って決定され、評議会の監視を受けます。また、四半期末以外の時点での評価においては、公正価値に影響を与えるような重大な変化が組入資産に生じているか否かを検討しますが、四半期末の評価プロセスと比較すると限定的なものとなります。</p> <p>公正価値は、非公開有価証券の既存市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があります。そのため、組入資産を実際に売却する際に適用される価値と大きく異なる場合があります。</p> <p>投資対象とする外国投資証券は、投資しているローンや債券を市場価値、または公正価値で評価されます。評価額が簿価を下回る場合、その差額は評価損として計上されます。評価損は、投資先企業が当該ローンや債券に関する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これにより、将来的に実現損失が発生し、将来の分配に利用できる投資対象とする外国投資証券の収益が減少する可能性があります。また、投資対象とする外国投資証券の評価額の下落は投資対象とする外国投資証券純資産価値額の下落要因となります。</p>
レバレッジに関するリスク	<p>投資対象とする外国投資証券は借入れ等を利用して、自己資金を超える資金で投資を行なう可能性があります（レバレッジ）。レバレッジは、リターンを高める可能性を秘めていますが、損失を増加させるリスクもあり、一般的にリターンの変動性（ボラティリティ）を高めることとなります。</p> <p>一般的に借入れ等の資金調達にはコストがかかるため、投資対象とする外国投資証券の総コストを高めることとなります。また、資金調達環境の変化により、投資対象とする外国投資証券の資金調達が困難になったり、そのため投資している資産を不利な条件で売却せざるを得なくなるなどのリスクもあります。</p>
為替変動リスク	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、組入外国投資証券に対して為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。</p> <p>投資対象とする外国投資証券は、米ドル建てで資産を保有し、および借入れを実行していますが、それとは別の外国通貨建てで資産を取得し、または借入れを実行することがあるため、為替リスクにさらされます。外国為替レートが変動した結果、投資対象とする外国投資証券の負債の価値および費用が上昇し、または投資対象とする外国投資証券の資産の価値および収入が下落することがあり、その結果、投資対象とする外国投資証券の純資産価値額に悪影響が生じる可能性があります。投資対象とする外国投資証券は、為替リスクの軽減を目指して、為替ヘッジ取引を行なうことがありますが、為替リスクを完全に排除することはできません。また、為替ヘッジ取引には追加的な費用が伴います。</p>
カントリー・リスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、流動性の低い資産を主な投資対象とするため換金性に欠ける場合があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドの日々の基準価額の算出において、投資対象とする外国投資証券の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。原則として、投資対象とする外国投資証券の評価額は日次で更新されず、月次での更新となるため、投資対象とする外国投資証券の評価額の更新時以外における当ファンドの日々の基準価額の変動は為替変動が主な要因となります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

<換金に関する留意点>

投資対象とする外国投資証券は、四半期ごとに投資対象とする外国投資証券の換金を受け付けていますが、投資対象とする外国投資証券の評議会には、その裁量により、換金の条件の変更、または換金の一時停止を決定する権限があります。その場合、当ファンドは投資対象とする外国投資証券を適時に処分できなくなる可能性があります。また、当ファンドが外国投資証券の換金を申し込んだ一部のみ換金が行なわれる可能性があります。委託会社は、適正とみなす場合（投資対象とする外国投資証券の換金制限により、投資対象とする外国投資証券の換金が制限され、または妨げられる場合が含まれます。）には、当ファンドの換金請求の数量を委託会社が定める受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該換金請求の受付を停止することができます。委託会社が換金請求の数量を制限し、または受益証券の換金を停止した場合、受益者は、自らの受益証券の換金を受けることはできません。また、当該事由が解消しない場合等には換金請求の受付を停止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引 執行等の対価です。
信託財産留保額	<u>0.3%</u>	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除 され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌々月25日 の10営業日後の日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た 額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.419% (税抜1.29%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上 され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.45%
	販売会社	年率0.80%
	受託会社	年率0.04%
投資対象とする 投資信託証券 (目論見書作成時点)	年率1.25%程度+成功報酬	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用 (目論見書作成時点)	<u>年率2.669% (税込) 程度+成功報酬</u> ※成功報酬について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプ ション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等 を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	500 万円以上 1 円単位または 500 万口以上 1 口単位
購入価額	購入申込受付日の翌月 27 日（休業日の場合翌営業日）の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌々月 25 日の 10 営業日後の日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日の翌々月 25 日の 10 営業日後の日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 ※なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 投資対象とする外国投資証券には、各四半期において、換金上限として前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の 5%（四半期毎に評価されます。）が定められています。投資対象とする外国投資証券の売却注文が不成立または一部不成立となることで投資資産の資金化が困難な場合は、換金申込の受け付けを中止すること、すでに受け付けた換金申込の全部を取り消すこと、または換金申込金額の一部の換金となる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 また、換金において、組入外国投資証券の売却注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合は、換金申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受け付けの一部を取消す場合があります。
繰上償還	◎ 委託会社は、主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ◎ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ブラックストーン・プライベート・クレジット・JPYファンド（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。